

西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査 仕様書

1. 業務名

西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査

2. 目的

本業務は、「西部緑地公園再整備構想骨子案」「新県立野球場整備構想骨子案」「新産業展示館整備構想骨子案」等を踏まえ、PPP/PFI 手法の適用に向けて、事業手法や事業範囲等の整理を行うとともに、民間事業者の意向確認やVFM(財政負担軽減効果)の算定を行い、適切な事業スキームの決定を行うものである。

■西部緑地公園の再整備について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/seiburyokuchi/top.html>

※各骨子案は、検討委員会及び両部会の第3回会議資料のとおり

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

4. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 PPP/PFI 導入可能性調査

当該調査については、以下のとおり実施し、その結果を令和5年11月30日(木)までに県へ報告すること。

(1) 事業手法と導入パターンの検討

①導入が考えられる事業手法の整理

全国の最新事例をよく調査し、本公園の再整備・管理運営について、導入が考えられる事業手法(DBO、PFI、Park-PFI、コンセッション等)について概要やメリット・デメリットを整理する。

②事業手法の導入範囲及びパターンの整理

本公園の再整備・管理運営について、PPP/PFI 手法の導入パターンについて整理する。

(例)「公園全体をA手法」、「新県立野球場をA手法、その他をB手法」等

③事業期間の検討

大規模修繕の考え方や本施設の需要等を踏まえ、適切な事業期間を検討する。

(2) 事業手法ごとの評価

①従来手法の場合の事業費の算定

従来方法で事業を実施する場合に、事業期間を通して必要となる概算総事業費を算定する。

②PPP/PFI 手法の場合の事業費の算定

(1) で検討した事業手法、導入パターンごとに、事業期間を通して必要となる概算総事業費を算定する。

③評価

従来手法と PPP/PFI 手法を比較し、VFM を算定し、事業手法と導入パターンの選択に資する定性的及び定量的評価を行う。

2 マーケットサウンディング

本事業を PPP/PFI 手法で実施する場合の民間事業者の参入意欲、参入への条件、要望等のほか、骨子案を踏まえた上で、事業手法に関わらず本公園の魅力や事業性がより高まるような施設規模や配置、その他のアイデアを把握する。また、この趣旨を踏まえ、その効果がより高まる提案も可。当該マーケットサウンディングについては、以下の方法で行い、その結果を令和 5 年 9 月 29 日（金）までに県へ報告すること。

(1) 公募によるマーケットサウンディング

(2) PPP/PFI に実績がある民間事業者へのヒアリング

(10 社程度、発注者と調整)

3 総合評価

上記 1、2 を踏まえた定性的及び定量的な総合評価を行い、調査報告書として令和 6 年 3 月 29 日（金）までに県へ提出すること。

5. 業務の進め方

- (1) 業務の進捗状況及び今後の進め方等については、逐次発注者と協議しながら進めること。
- (2) 本業務と並行して策定作業を進める「西部緑地公園再整備構想」との整合性を図ること。
- (3) 受託者は、発注者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、発注者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に発注し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、予め発注者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者の指示を受けて処理すること。

6. 成果物の納品

(1) 成果物

①西部緑地公園再整備 PPP/PFI 導入可能性調査 報告書 3 部

(日本工業規格 A4 判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする)

②報告書データを記録した電子データ

(WordやExcelなど、編集作業が簡易なデータ形式で納品すること)

(2)納品場所

石川県企画振興部企画課

(3)納期

令和6年3月29日(金)

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1)成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2)発注者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3)納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4)受託者は、発注者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8. 貸与資料

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するものとする。受託者は、発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

9. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

発注者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いには十分注意するものとする。

10. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。